

(電子メール施行)
砂第1278号の2
令和2年1月31日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 指定地区
淡路市（岩屋地区、東浦地区）
- 2 指定区域数及び公示日等
 - (1) 土砂災害警戒区域
 - ① 新規指定 21箇所（急傾斜地の崩壊21箇所）
令和2年1月31日兵庫県告示第101号及び第102号
 - ② 一部改正 14箇所（急傾斜地の崩壊12箇所、土石流2箇所）
令和2年1月31日兵庫県告示第107号及び第108号
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
 - ① 新規指定 125箇所（急傾斜地の崩壊111箇所、土石流14箇所）
令和2年1月31日兵庫県告示第112号及び第113号
- 3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）
淡路県民局洲本土木事務所管理第2課（電話：0799-26-3228）

砂防課管理班 吉井 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--